

津市市民課等への窓口用封筒無償提供に関する覚書（案）

津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、津市市民課等への窓口用封筒無償提供に関する基準（平成27年9月1日施行）第9条の規定に基づき、次のとおり窓口用封筒の製作及び無償提供に関する覚書を交換する。

（目的）

第1条 乙は、窓口業務における市民サービスの向上及び地域事業者の発展に役立つことを目的として、窓口用封筒（市民課、市民税課、資産税課及び収税課並びに総合支所及び出張所（以下「市民課等」という。）において発行した各種証明書を持ち帰るため、市民等に提供する表裏面に広告が印刷された封筒をいう。以下同じ。）を製作する。

2 甲は、前項の目的を達成するため、窓口用封筒を利用者の用に供する。

（定義）

第2条 この覚書において、「事業」とは、窓口用封筒を無償提供し、市民課等に配置することをいう。

（事業の執行）

第3条 乙は、甲に対し、窓口用封筒を無償で提供する。

2 乙は、この覚書に基づき、別紙仕様書に従い、善良な管理者の注意をもって事業を執行しなければならない。

3 前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲、乙協議の上、定めていくものとする。

（調査等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、事業の報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（実績報告）

第5条 乙は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止により、この覚書が解除された場合を含む。）は、遅滞なく事業実績報告書又はこれに代わるもの（以下「事業実績報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により事業実績報告書等の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 甲は、この覚書の交換後、相応の理由により必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又は事業を一時中止することができる。

（危険負担）

第7条 事業の完了前に乙に生じた損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害については、この限りでない。

（覚書の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 乙がこの覚書又は別紙仕様書に基づく甲の指示に違反したとき。
- (2) 第5条第1項の規定により提出した事業実績報告書等に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (3) 事業の実施方法が不適当と認められるとき。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に掲げる事項に該当したとき。
- (5) 乙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。
- (6) 乙が次のアからコまでのいずれかに該当するとき。
- ア 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 乙の役員等（乙が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- ウ 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- カ 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- キ 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不當に利用するなどしたと認められるとき。
- ク 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対し又は乙を通

じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

コ 乙が、甲の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があつたと認められるとき。

(7) 乙が共同企業体である場合における前号の規定については、その代表者又は構成員が同号アからコまでのいずれかに該当した場合に適用する。

(損害賠償)

第9条 乙は、事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の管理)

第10条 乙は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）を遵守するとともに、個人情報管理責任者を定めて適正に管理し、事業履行後は直ちに廃棄し、又は甲に返却しなければならない。また、個人情報管理責任者は、従事職員に十分なセキュリティ研修等を実施し、不法行為が行われないよう周知、徹底しなければならない。

(秘密保持)

第11条 乙は、事業の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業期間が終了し、又はこの覚書が解除された後においても同様とする。

(第三者への委託等の禁止)

第12条 乙は、事業の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面にて承諾した場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この覚書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(提供の中止)

第14条 甲が、相当の理由により窓口用封筒の提供について適当でないと認めるときは、乙は提供を取り止めるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この覚書から生ずる権利義務に関し紛争が生じたときは、津地方裁判所を管轄裁判所とする。

(規定の適用)

第16条 この覚書に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号）、津市市民課等への窓口用封筒無償提供に関する基準（平成27年9月1日施行）及び津市市民課等への窓口用封筒無償提供者募集要項の定めるところによる。

(疑義等の決定)

第17条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号
津市
津市長前葉泰幸
乙

(別紙)

仕 様 書

1 事業名

津市市民課等への窓口用封筒無償提供

2 窓口用封筒の配置期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで

3 製作予定枚数等

- (1) 製作枚数は、配置期間内に必要な枚数とする。乙は配置期間中、その枚数を提供するものとする。
- (2) 角型6号（縦229mm×横162mm） 年間150,000枚
- (3) 角型2号（縦332mm×横240mm） 年間 30,000枚
- (4) 配置期間中、数量に過不足等が生じた場合は甲と調整すること。
- (5) 色、形状等については、事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に作成しなければならない。

4 広告の規格

- (1) 表面、裏面とも封筒面積の3分の1以内とすること。
- (2) 表面、裏面とも封筒面積の3分の2は甲の掲載部分とし、甲の指示する内容を印刷すること。

5 納入場所、納入回数及び納入方法

- (1) 下表の納入場所に納入すること。ただし、納入場所、納入数量等に変更が生じる場合、甲、乙協議の上決定するものとする。
- (2) 納入回数、納入数量及び納入方法については、乙が納入回数、納入数量及び納入方法について計画書を作成し、甲に提出して了承を得ること。また、広告違いの封筒を複数種類作成した場合は、全ての広告主の封筒が均一に配布されるよう配慮し納入すること。

No	納入場所	所在地
1	津市市民課	津市西丸之内23番1号
2	津市市民税課	津市西丸之内23番1号
3	高野尾出張所	津市高野尾町5417番地1
4	大里出張所	津市大里町睦合町1292番地1

5	一身田出張所	津市一身田町293番地3
6	白塚出張所	津市白塚町5205番地
7	栗真出張所	津市栗真町屋町836番地1
8	安東出張所	津市納所町234番地
9	櫛形出張所	津市分部1192番地1
10	片田出張所	津市片田井戸町16番地1
11	神戸出張所	津市神戸739番地1
12	藤水出張所	津市藤方1491番地2
13	高茶屋出張所	津市高茶屋四丁目37番59号
14	雲出出張所	津市雲出本郷町1388番地1
15	アストプラザオフィス	津市羽所町700番地
16	久居総合支所市民課	津市久居新町3006番地
17	河芸総合支所市民福祉課	津市河芸町浜田808番地
18	芸濃総合支所市民福祉課	津市芸濃町椋本6141番地1
19	美里総合支所市民福祉課	津市美里町三郷48番地1
20	安濃総合支所市民福祉課	津市安濃町東観音寺483番地
21	香良洲総合支所市民福祉課	津市香良洲町1878番地
22	一志総合支所市民福祉課	津市一志町田尻593番地2
23	白山総合支所市民福祉課	津市白山町川口892番地
24	美杉総合支所市民福祉課	津市美杉町八知5580番地2

6 広告掲載条件

- (1) 津市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する広告掲載基準に違反するものは、掲載することができない。
- (2) 広告は、企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告とする。
- (3) 窓口用封筒の配置期間中、要綱第3条第2項に該当することとなった場合は、無償提供を取り消すものとする。
- (4) 無償提供が取り消された場合、乙は、自ら負担した上で速やかに既に納入した窓口用封筒を全て回収するものとする。

7 注意事項

- (1) 乙は、広告主の募集に当たり、自らが募集者であることを明確にし、甲が広告を募集しているような誤解を与えてはならない。
- (2) 乙は、窓口用封筒に関する一切の責任を負い、広告主、市民等からの苦情その他の問題が発生した場合は、乙の責任において速やかに対応しなければならない。

- (3) 乙は、広告主の廣告内容に変更が生じたときは、乙の責任において速やかに対応し解決しなければならない。
- (4) 乙は、廣告及び廣告主に問題が生じたときは、速やかに甲に報告するとともに、掲載することが不適切であると甲が判断したときは、乙の責任及びその負担において窓口用封筒を回収し、代替の封筒を提供しなければならない。
- (5) 乙は、窓口用封筒の配置期間内において、当該窓口用封筒に記載する業務内容や連絡先等、重要事項に変更がある場合は、甲の指示に従い対応しなければならない。
- (6) 乙は、窓口用封筒の仕様について変更するときは、変更事項を甲に通知し、甲、乙協議の上、甲の指示に従わなければならぬ。
- (7) 乙は、本市の市名、業務内容等を甲の指示により掲載しなければならぬ。
- (8) 乙は、乙の提出する廣告案について、津市廣告掲載審査委員会の審査を受けるために、甲の指定する期日までに廣告原稿を提出しなければならぬ。
- (9) 乙は、廣告主の企業等の法人市民税（事業を営む個人の場合は個人市民税）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び消費税について未納がないことの証明書を廣告原稿と一緒に提出しなければならない。
- (10) 乙は、津市廣告掲載審査委員会の審査後、廣告内容に修正がある場合には甲の指示に基づき廣告の修正をしなければならぬ。
- (11) 乙は、事業期間中は、甲と調整の上、1年ごとに廣告等掲載内容について、甲の審査を受けるものとする。納入封筒には、使用期間を明記し、期限を経過した窓口用封筒は速やかに回収するとともに、新しい窓口用封筒を納入しなければならぬ。

8 その他

- (1) 乙は、甲に隨時の納入状況を報告しなければならぬ。
- (2) 角型6号封筒を配置するための配置用スタンドの無償貸与については、甲、乙協議の上、決定するものとする。
- (3) 配置期間終了後の封筒及び配置用スタンドの収集・廃棄の経費については、乙が負担しなければならぬ。